

水 監 第 5 9 号
令和 3 年 9 月 3 日

水俣市長 高 岡 利 治 様

水俣市監査委員 坂 本 幸 則
同 真 野 頼 隆



平成 3 0 年度及び令和元年度の水俣市決算に係る健全化判断比率の修正に伴う
財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 3 0 年度及び令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正（実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成30年度及び令和元年度の水俣市決算に係る健全化判断比率の修正に伴う財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この健全化審査は、市長から提出された平成30年度及び令和元年度水俣市決算に係る健全化判断比率の修正（実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

① 平成30年度健全化判断比率

	修正前	修正後	早期健全化基準	備 考
	(%)	(%)	(%)	
ア 実質赤字比率	—	—	13.73	
イ 連結実質赤字比率	—	—	18.73	
ウ 実質公債費比率	11.3	11.5	25.0	審査対象
エ 将来負担比率	42.8	43.7	350.0	審査対象

② 令和元年度健全化判断比率

	修正前	修正後	早期健全化基準	備 考
	(%)	(%)	(%)	
ア 実質赤字比率	—	—	13.73	
イ 連結実質赤字比率	—	—	18.73	
ウ 実質公債費比率	10.7	11.0	25.0	審査対象
エ 将来負担比率	52.6	51.9	350.0	審査対象

(2) 個別意見

① 実質公債費比率について

平成30年度及び令和元年度の実質公債費比率の算定に用いる「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」が修正されたため、実質公債費比率が、それぞれ、11.3%から11.5%に、10.7%から11.0%に修正されたが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

② 将来負担比率について

平成30年度及び令和元年度の将来負担比率の算定に用いる「公営企業債等繰入見込額」が修正された。また、令和元年度の将来負担比率の算定に用いる「退職手当負担見込額」も修正されたため、将来負担比率が、それぞれ、42.8%から43.7%に、52.6%から51.9%に修正されたが、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

修正後の実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているため、特に指摘すべき事項はない。